

第31回社会保障審議会障害者部会（主な議論）

| 区 分 | 議 論 |
|--------|---|
| 部会の進め方 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 部会のミッション、役割を明確にする必要がある。 ○ 各回の検討課題について、事前に提示して欲しい。 |
| 障害者の範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害だけでなく、難病・高次脳機能障害も含めた議論が必要。 ○ 精神障害者手帳について、交通機関などでの優遇が少ない。 |
| 地域移行 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 財政的理由から地域移行を誘導していると捉えられることが多く、自立支援法の理念がうまく実行されていない。 ○ 精神障害者の退院促進のための受け入れ条件の整備が重要。 |
| 就労支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用率算定の要件緩和が必要。精神障害者の特性にあった就職先の確保が必要。 |
| 所得保障 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障害者の多くは無年金である。 |
| サービス体系 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 日払い方式について、利用者がサービスを選べるようになるというが、実際には日によってサービスを選ぶのは困難。 ○ ケアマネジメントがしっかりと行われていない。ケアマネジメントの在り方の議論が必要。 ○ サービス体系をシンプルに分かりやすくすることが重要。 ○ 国庫負担基準について、撤廃を含めて検討が必要。 ○ 優秀な介護職員の確保のための報酬について議論が必要。特に重度の障害者に対する支援が問題。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 前回争点となった介護保険との関係も重要な論点。 ○ 具体的な数字に対する分析・評価が必要。 |

附帯決議の実施状況について

平成20年5月28日

| 附帯決議 | 対応状況 |
|---|---|
| <p>1、附則第3条第1項に規定する障害者の範囲の検討については、障害者などの福祉に関する他の法律の施行状況を踏まえ、発達障害・難病などを含め、サービスを必要とするすべての障害者が適切に利用できる普遍的な仕組みにするよう検討を行うこと。また、現在、個別の法律で規定されている障害者の定義を整合性のあるものに見直すこと。</p> | <p>○ 本決議を踏まえつつ、検討中。</p> |
| <p>2、附則第3条第3項に規定する検討については、就労の支援を含め、障害者の生活の安定を図ることを目的とし、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて、障害者の所得の確保に係る施策の在り方の検討を速やかに開始し、3年以内にその結論を得ること。</p> | <p>○ 与党プロジェクトチーム報告（19年12月）の提言等を踏まえ、財源問題も含めて幅広く検討。</p> <p>○ また、19年度から「工賃倍増5か年計画」、20年度から「障害者の働く場に対する発注促進税制」などの取組も進めている。</p> |
| <p>3、障害福祉サービス及び自立支援医療の利用者負担の上限を決める際の所得の認定に当たっては、障害者の自立の観点から、税制及び医療保険において親・子・兄弟の被扶養者でない場合、生計を一にする世帯の所得ではなく、障害者本人及び配偶者の所得に基づくことも選択可能な仕組みとすること。また、今回設けられる障害福祉サービス及び自立支援医療の負担軽減の措置が必要な者に確実に適用されるよう、障害者及び障害児の保護者に周知徹底すること。</p> | <p>○ 障害福祉サービス等については、20年7月から本人及び配偶者の所得により判断するべく見直し。</p> <p>○ 自立支援医療を含めた軽減措置の内容については、パンフレットの作成等により、周知徹底。</p> |
| <p>4、障害福祉サービスの利用者に対しては、社会福祉法人による利用者負担減免制度の導入等により、きめ細かな低所得者対策を講ずること。また、この場合においては、実施主体に過重な負担とならないよう、適切な措置を検討すること。</p> | <p>○ 「特別対策」及び「緊急措置」により、社会福祉法人のサービスに限らず、幅広く低所得者の負担軽減措置を実施・充実。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>5、自立支援医療については、これまでの更生医療、育成医療及び精神通院医療の趣旨を継承した公費負担医療制度としての位置付けを明確にすること。また、医療上の必要性から継続的に相当額の医療費負担が発生することを理由に、月ごとの利用者負担の上限を設ける者の範囲については、速やかに検討を進め、施行前において適切に対応するとともに、施行後も必要な見直しを図ること。さらに、自立支援医療の「重度かつ継続」の範囲の検討に当たっては、関係患者団体の意見にも配慮すること。</p> | <p>○ 自立支援医療については、現物給付の仕組みとするとともに、「重度かつ継続」の範囲については、「自立支援医療制度運営調査検討会」において、妥当性を確認。</p> |
| <p>6、自立支援医療のうち育成医療については、国会答弁を踏まえて、適切な水準を制度化すること。</p> | <p>○ 国会答弁を踏まえ、負担軽減のための経過措置を実施。</p> |
| <p>7、介護給付における障害程度区分について介護サービスの必要度が適切に反映されるよう、障害の特性を考慮した基準を設定するとともに、主治医の意見書を踏まえるなど審査の在り方についての適正な措置を講ずること。また、支給決定に係る基準や手続きについては、生活機能や支援の状況、本人の就労意欲等利用者の主体性を重視したものとなるよう必要に応じて適宜見直しを行い、関係団体とも十分協議した上で策定すること。さらに、障害程度区分認定を行わないこととなる障害児については、障害児に対する福祉サービスが障害児の成長過程において生活機能を向上させる重要な意義を持つものであることにかんがみ、市町村が適切なサービスを提供できるように体制を整備するとともに、障害程度の評価手法の開発を速やかに進め、勘案事項についても必要な措置を講ずること。</p> | <p>○ コンピューターによる1次判定に加え、医師の意見書等を踏まえた2次判定を行うことで、障害特性が反映される仕組みとしているが、更なる改善策を検討中。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>8、市町村審査会の委員については、障害者の実情に通じた者が選ばれるようにすること。特に、障害保健福祉の経験を広く有する者であって、地域生活に相当の実績を持ち、中立かつ公正な立場で審査が行える者であれば、障害者を委員に加えることが望ましいことを市町村に周知すること。また、市町村審査会の求めに応じ、サービス利用申請者が意見を述べることを市町村に周知すること。</p> | <p>○ 各市町村において、当事者を委員に加えたり、当事者からの意見陳述を行うことについて、通知。</p> |
| <p>9、介護給付や訓練等給付の支給決定については、障害者の実情をよりよく反映したものとなるよう、市町村職員による面接調査の結果や福祉サービスの利用に関する意向を十分踏まえることを市町村に周知するとともに、決定に不服がある場合には都道府県知事に申立てを行い、自ら意見を述べる機会が与えられていることを障害者及び障害児の保護者に十分周知すること。</p> | <p>○ 支給決定に当たり、個々の障害者の状態や意向を踏まえたものとなるよう、引き続き努力。</p> |
| <p>10、基本指針の策定に当たっては、現行のサービス水準の低下を招くことなく、障害者が居住する地域において円滑にサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備を図ることを障害福祉計画に盛り込むこと、計画の策定の際に、障害当事者等の関係者の意見を聴く機会を設けることについて明記すること。また、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター事業などについては、障害者の社会参加と自立生活を維持、向上することを目的として、障害福祉計画の中に地域の実情に応じてこれらサービスの計画期間における数値目標を記載することについて明記すること。さらに、これら障害福祉計画に定めた事項が確実に実施できるよう予算を十分に確保すること。</p> | <p>○ 本決議等を踏まえて、基本指針を策定。 ○ 障害福祉サービス関係費（国費）については、毎年度10%前後の伸びを確保。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>11、ALS、進行性筋ジストロフィー等の長時間サービスを必要とする重度障害者については、受け入れる事業者が少ない現状にもかんがみ、その居住する地域において必要なサービス提供が遅滞なく行われるよう、社会資源の基盤整備などの措置を早急に講ずること。また、現行のサービス水準の低下を招くことのないよう重度障害者等包括支援や重度訪問介護の対象者の範囲については、重度の障害のある者のサービスの利用実態やニーズ等を把握した上で設定することとし、そのサービス内容や国庫負担基準については、適切な水準となるよう措置すること。</p> | <p>○ 本決議等を踏まえて、報酬及び基準を設定。21年度の報酬等改定に向けて引き続き検討。</p> |
| <p>12、重症心身障害児施設の入所者に対する福祉サービスについては、現行のサービス水準を後退させることなく、継続して受けられるよう配慮すること。</p> | <p>○ 本決議を踏まえて措置。</p> |
| <p>13、介護給付等において特別な栄養管理を必要とする場合には、サービス提供に係る報酬面での配慮の必要性について十分検討すること。</p> | <p>○ 本決議を踏まえて、報酬等を設定。</p> |
| <p>14、居住支援サービスの実施に当たっては、重度障害者であっても入居可能なサービス水準を確保するとともに、利用者が希望していないにもかかわらず障害程度別に入居の振り分けが行われることがないような仕組みの構築や、グループホームの事業者の責任においてホームヘルパーの利用を可能とすることなど必要な措置を講ずること。</p> | <p>○ 本決議を踏まえて、報酬等を設定。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>15、障害者の雇用の促進に当たっては、障害者雇用促進法に盛り込まれている内容等を踏まえ、障害者雇用の場の創出・拡大に一層努めるとともに、雇用促進のための就労支援サービスと福祉サイドの生活支援サービス等が相互にかつ適切に利用できるためのマネジメント体制の充実を図ること。また、就労移行支援については、障害の特性を踏まえた就労訓練期間等が設定されるよう必要な措置を講ずること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本決議を踏まえて、報酬等を設定。 ○ マネジメント体制の充実のため、「障害者就業・生活センター」を順次拡充。 ○ 中小企業における障害者雇用促進等を内容とする改正法案を今国会に提出。 |
| <p>16、障害者の地域生活の充実及びその働く能力を十分に発揮できるような社会の実現に向け、非雇用型の就労継続支援の実施に当たっては、目標工賃水準の設定や官公需の発注促進など、工賃収入の改善のための取組のより一層の推進を図ること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労継続支援B型等の工賃収入の改善のため、「工賃倍増5か年計画」や「障害者の働く場に対する発注促進税制」を創設。 |
| <p>17、良質なサービスを提供する小規模作業所については、新たな障害福祉サービス体系において、その柔軟な機能が発揮できるよう位置付けるとともに、新たな施設体系への移行がスムーズに行えるよう必要な措置を講ずること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 円滑な移行のために、各種規制緩和措置を実施。 |
| <p>18、障害者の自立と社会参加に欠かせないサービスである移動支援については、地域生活支援事業の実施状況を踏まえ、必要な措置を講ずるための検討を行うこと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動支援事業を含む地域生活支援事業の在り方については、引き続き検討。 |
| <p>19、医療法に基づく医療計画とあいまって、精神病院におけるいわゆる7.2万人の社会的入院の解消を図るとともに、それらの者の地域における生活が円滑に行われるよう必要な措置を講ずること。また、精神保健福祉法に基づく医療保護入院の適切な運用について、精神医療審査会の機能の在り方、保護者の制度の在り方等、同法に係る課題について引き続き検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を速やかに講ずること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本決議を踏まえ、医療計画上の基準病床数算定式の見直しや「精神障害者地域移行支援特別対策事業」などを実施。 ○ 医療保護入院については、定期病状報告の見直しを行うとともに、引き続き検討。 |

| | |
|--|---|
| <p>20、障害者が地域社会で必要な支援を活用しつつ自立した生活を送ることができるようにするため、障害を理由とする差別を禁止するための取組、障害者の虐待防止のための取組及び成年後見制度その他障害者の権利擁護のための取組については、実施状況を踏まえてより実効的なものとなるよう検討し、必要な見直しを行うこと。</p> | <p>○ 障害者の虐待防止法制については、与党等とも相談しつつ、引き続き検討。</p> |
| <p>21、地域生活支援事業に盛り込まれたコミュニケーション支援事業を充実する観点から、国及び地方公共団体において手話通訳者の育成と人的確保に取り組むとともに、聴覚障害者情報提供施設の設置の推進や点字図書館の機能の充実を図ること。また、視聴覚障害者の通信ネットワークを利用した情報コミュニケーション支援を進めるため、日常生活用具給付事業の対象の見直しの検討など必要な方策を講じ、視聴覚障害者の社会参加を促進すること。</p> | <p>○ 本決議を踏まえ、両事業の充実に配慮。</p> |
| <p>22、市町村の相談支援事業が適切に実施されるようにするため、在宅介護支援センターなど、高齢者に係る相談支援を行う事業者を含め、専門性と中立・公平性が確保されている相談支援事業者に対し、委託が可能であることを市町村に周知すること。</p> | <p>○ 指摘されているような委託が可能を旨を通知上明記。</p> |
| <p>23、本法の施行状況の定期的な検証に資するため、施行後の状況及び附則規定に係る検討の状況について、本委員会の求めに応じ、国会に報告を行うこと。</p> | <p>○本法の施行状況等については、委員会質疑等を通じて随時報告。</p> |